

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料のお支払方法と臓器提供に関する意思表示について～

保険料のお支払い方法について

保険料の納め方は「年金からのお支払い（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つの方法があります。

ご自分のお支払方法については、保険料額決定通知書（納入通知書）をご参照ください。

特別徴収

年金 からのお支払いとなります。

お手続きの必要はありません。

・なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収になります。

受給している年金額が、年額18万円未満の方
介護保険とあわせて保険料が年金支給の半分以上の方

この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。「納入通知書」や「口座振替」でお納めください。

普通徴収

納付書・口座振替 による金融機関でのお支払い。

口座振替に切り替わるまで、数ヶ月のお時間が必要となります。

保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます

納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。

税申告の際「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方（口座名義人）が受けられます。

「口座振替」を希望される方は、下記役場担当への申し出のほか、金融機関窓口での手続きが必要です。申し出の際は「本人の保険証書、預金通帳、お届け印」を持参してください。

「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

臓器提供に関する意思表示ができるようになりました

臓器提供は、病気や事故で臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。

臓器移植に関する法律の改正により、保険証に「臓器提供意思表示シール」を貼付して、臓器を提供するかしないかの意思表示を行うことができるようになりました。

臓器提供意思表示シールは、各市町村窓口を設置しております。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎ 011-290-5601

津別町役場保健福祉課

後期高齢者医療担当 ⑥番窓口
☎ 76-2151(内線228・229)

日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象の

国勢調査が始まりました

調査期日

平成22年10月1日 午前零時現在

調査対象

津別町に住んでいる外国人を含むすべての人及び世帯が対象です。住民票がなくても10月1日現在津別町に3ヶ月以上住んでいる人、3ヶ月以上住む見込みがある人も対象になります。

調査事項

- ・世帯に関する事項
- ・世帯員の数、「住居の種類」
- ・「住宅の建て方」などの5項目

- ・世帯員に関する事項
- ・「氏名」「生年月日」「性別」
- ・「仕事の種類」などの15項目

裏面の記入も忘れずをお願いいたします。

記入方法

調査票は、主に「マークシート記入方式」になっておりますので黒鉛筆または黒のシャープペンシルを使用してください。また、集計は機械にかけますので、汚したり、水で濡らさないように注意してください。なお、目がかすんでよく見えな、手が震えて書きづらいなど

いった場合は、身内の方に記入をお願いしてください。

頼める方がいない場合は、調査員が質問形式で代理記入いたしますので、気軽に調査員へご依頼ください。

提出方法

10月1日から10月7日の間に、国勢調査員が皆さんの自宅へ訪問し、調査票の回収を行います。また、郵送提出用封筒を使って、ポストに投函していただくこともできます。

- ・調査票は封筒に入れ、封をして提出

調査員に提出する場合でも、調査票は封筒に入れ、必ず封をして提出してください。なお、世帯のプライバシーに配慮し、調査員は開封せず、調査票の点検は町役場で行います。

- ・郵送による提出が可能に
- 同封する郵送提出用封筒を使用し、郵送で提出できます。郵送料は無料です。



分からないことはお電話で！

記入の仕方で分からないことがあった場合は、調査員や役場企画財政課地域振興グループ広報統計担当または「国勢調査コールセンター」までお問い合わせください。

役場企画財政課 地域振興グループ
広報統計担当 ☎76-2151(内線243)

国勢調査コールセンター

☎0570-01-2010

(IP電話またはPHS：☎03-6738-6677)

設置期間 ~平成22年10月31日

受付時間 午前8時~午後9時

国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意下さい
国勢調査と称して、世帯の家族構成や会社の従業員の氏名などを電話などで照会する「かたり調査」にご注意ください。不審な電話には即答せず、相手の名前や電話番号を確認し、役場企画財政課地域振興グループ広報統計担当までご連絡ください。
国勢調査では、金品を請求することはありません。